

事務連絡
令和6年3月22日

地域密着型サービス事業者
第1号事業者 各位

三浦市保健福祉部高齢介護課

令和6年度介護職員等処遇改善計画書等の提出について（通知）

日頃から、本市介護保険事業の円滑な運営に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

このことについて、介護職員等処遇改善加算（以下「加算」という。）の算定を受けようとする地域密着型サービス事業者及び第1号事業者は、三浦市長に対し計画書等の提出を行う必要があります。

なお、令和5年度に加算の算定を受けている事業所であっても、令和6年4、5月分及び6月分からの計画書等の提出が必要です。

つきましては、届出の受付を次のとおり行いますので、該当する事業者におかれましては、必要な手続をお願いします。

1 提出期限及び提出書類

別紙1「令和6年度介護職員等処遇改善計画書等提出書類一覧」のとおり

2 提出先

〒238-0298 三浦市城山町1番1号 三浦市保健福祉部高齢介護課

3 その他

厚生労働省発出「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に考え方や要件が示されていますので必ず確認をしてください。

※注意事項

- 第一号事業を介護給付（通所介護、地域密着型通所介護又は訪問介護）と一体的に実施している場合は、当該介護給付に係る届出先（都道府県又は市町村）に提出した計画書等の写しを三浦市に提出してください。
- 三浦市の指定による地域密着型通所介護と一体的に第1号通所事業を実施している場合、計画書はまとめて1部提出してください。

（事務担当）

三浦市保健福祉部高齢介護課
電話：046-882-1111 内線 354・364

別紙1

【令和6年度介護職員等処遇改善計画書等提出書類一覧】

No.	名称	提出条件	提出期限	備考
1	処遇改善計画書 (別紙様式2から2-4)	必須 (2-4は該当する場合) ※No.2もしくは3に該当する場合は下記 No.2, 3の簡素化様式で提出可能。	令和6年4月15日(月) ※当日消印有効(以下同じ)	期限内提出後、令和6年6月からの加算について 令和6年6月17日(月)まで変更が可能。(No.2、 3も同様)
2	別紙様式6-1、6-2	該当する場合		1法人で10事業所以下の場合にNo.1に代えて提出可能。
3	別紙様式7-1	該当する場合		令和5年度に加算未算定の場合で新加算のⅢもしくはⅣを算定する場合にNo.1に代えて提出可能。
4	介護給付費(介護予防・日常生活支援 総合事業費)算定に係る体制状況等に関する届出書及び一覧表(4、5月分)	該当する場合	令和6年4月15日(月)	令和6年4、5月算定区分について、令和5年度算定区分から変更(新規算定含む)をする場合は必要。該当する事業所及びサービスごとに提出。
5	介護給付費(介護予防・日常生活支援 総合事業費)算定に係る体制状況等に関する届出書及び一覧表(6月から)	必須	令和6年5月15日(水)	期限内提出後、令和6年6月17日(月)まで変更が可能。該当する事業所及びサービスごとに提出。
6	別紙様式4	該当する場合	変更前月15日まで	変更の届出 既に届け出た内容を変更する場合。
7	別紙様式5	該当する場合		特別な事情に係る届出書 賃金水準を引き上げた上で加算を算定する場合のみ処遇改善計画書に添付。